

人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース (経費助成・賃金助成・生産性向上助成)) 支給申請書

※該当する助成に○

〔建設事業主用〕

記入例

山形 労働局長 殿

(公共職業安定所長経由

人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース (経費助成) / (賃金助成) / (生産性割増分)) の支給の申請を行います。

(申請年月日) 令和 3 年 6 月 5 日

<支給申請を行う際の注意>

- 建設労働者技能実習コース (経費助成・賃金助成) の助成金は、その雇用する建設労働者 (雇用保険の被保険者に限られます。) へ技能実習を所定労働時間内に受けさせ、その期間、建設労働者に所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払った中小建設事業主等に対して支給されます。
○所定労働時間外に実施する場合は所定の賃金を支払うこと、所定労働日以外の休日を実施する場合は振替休日を与える又は所定の賃金を支払うことが必要です。
○「通常の賃金の額」とは、当該労働者の時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額に当該労働者の1日平均所定労働時間数を乗じて得た額をいいます。

<経費助成・賃金助成 共通>

①~⑪は必ず記入。⑫~⑯はそれぞれに該当する場合は必ず記入。

Table with 2 columns: 雇用保険適用事業所番号 (④のトと同じ) and 0601 - 000000 - 0

Main application form with sections: ①計画届の受理番号, ②申請者, ③事業内容, ④雇用関係, ⑤実施日数・期間, ⑥-1実習内容, ⑥-2実施方法, ⑥-3受講方法, ⑥-4実施する実習の名称, ⑥-5実習実施者名, ⑦本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無, ⑧訓練を受講する労働者からの費用徴収の有無, ⑨その他費用徴収の有無, ⑩受講者数, ⑪助成対象者数, ⑫建設キャリアアップシステム登録者数, ⑬中小建設事業主以外が実施する場合は⑩のうち女性の人数, ⑭所要費用額合計, ⑮技能実習の開始日時時点の企業全体の雇用する雇用保険被保険者数, ⑯④の事業所以外の雇用保険適用事業所の有無

<賃金助成>

Table with 2 columns: 技能実習受講報告 (建設労働者技能実習コース (賃金助成) の助成金) and ⑰申請額 63,080円 (注)申請額の内訳を別紙1に記載してください。

<生産性向上助成>

Table with 2 columns: 生産性要件に係る支給申請であるか (はい いいえ) and ⑱申請額 円

(※)21人以上中小建設事業主におかれましては、所要費用額合計にしめる35歳未満の建設労働者である受講者に要した金額を記載願います。なお、建設労働者毎の金額に分けるのが困難な場合は所要費用額合計を人数で按分してください。

(注) この申請書を提出するときは裏面の注意事項を参照して下さい。また、別紙1 (内訳書) を添付して下さい。

Table with 4 columns: 支給申請書受理年月日, 経費助成, 支給決定番号, 支給決定年月日, 支給決定金額

受講時間が貴社の所定労働時間を上回る場合は、受講者への時間外手当 (残業代) の支払いが必要です。適正な手当の支払いが確認できない場合、助成金の支給はできません。